

2025年12月

公開草案—スナップショット

IFRS[®] 会計基準

リスク軽減会計

IFRS第9号及びIFRS第7号の修正

目的

国際会計基準審議会（IASB）は次のことを目的としている。

- 財務諸表に金利改定リスクを軽減するための企業の活動の影響をよりよく表現し、
- 企業が金利改定リスクをどのように管理しているか及びリスクをどの程度まで軽減しているのかに関する有用な情報を投資者に提供する。

提案

IASBはIFRS第9号「金融商品」及びIFRS第7号「金融商品：開示」を修正して次のようにすることを提案している。

- 金利改定リスクを純額ベースで管理している企業のためのリスク軽減会計モデルを追加する。
- 企業に対し、金利改定リスクの管理のための戦略及びリスク管理活動の影響を開示することを要求する。

IASBは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の廃止の提案に対するフィードバック及び知見も求めている。

今後のステップ

IASBは公開草案「リスク軽減会計」に対するコメントを考慮して適切な今後のステップを決定する。

コメント期限

2026年7月31日

はじめに

多くの企業が、各金融商品（又は類似した金融商品のグループ）について金利改定リスクを個別に管理するのではなく、金利改定リスクに対するエクスポージャーを複数の金融商品ポートフォリオにまたがって集約することによって、金利リスクを純額ベースで管理している。金利改定リスクは、金利リスクの一種であり、企業の金融商品のベンチマーク金利への金利改定の時期の相違により、当該金融商品のキャッシュ・フロー及び公正価値の変動性に企業を晒すものである。

金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーが、金融資産及び金融負債の基礎ポートフォリオの変動により頻繁に変動する場合には、企業のリスク管理活動は、当該リスクを効果的に軽減するために動的で多元的なアプローチを必要とする可能性が高い。このようなアプローチは一般的に**動的リスク管理**と呼ばれている。

企業は長年にわたり、これらの動的で複雑なリスク管理活動を、投資者に有用な情報を提供する方法で財務諸表に忠実に反映することの困難さを認識してきた。

IASBは、企業が金利改定リスクをどのように管理しているのかをよりよく反映し、リスク管理活動の影響を財務諸表において認識するために、リスク軽減会計を開発した。

IFRS第9号（及びIAS第39号）における現行のヘッジ会計の要求事項と比較して、リスク軽減会計は次のようなものとなる。

- 事業活動が動的な性質のものである場合に、企業が金利改定リスクをどのように管理しているのかをよりよく反映する。
- 金利改定リスクを管理するための企業の活動及びこれらの活動が将来キャッシュ・フローの性質、時期及び金額にどのように影響を与えるのかに関する**透明性を提供する**。
- リスク軽減会計に適格である金融商品と、金利改定リスクが企業のリスク管理戦略に従って管理されている項目との間の**一貫性の増大を確保する**。

- 財務諸表において、企業が金利改定リスクに対するエクスポージャーの軽減に成功した**程度及びリスク管理活動の経済的影響を表す金額を認識する**。

IASBは、ヘッジ会計と同様に、リスク軽減会計を任意とするつもりである。限定的な開示が、金利改定リスクを純額ベースで管理しているすべての企業について要求されるが、リスク軽減会計を適用することを選択する企業はさらに詳細な開示を行わなければならない。

IASBは、公開草案に示したリスク軽減会計についての提案に対するフィードバックを求めている。IASBは、リスク軽減会計の開発により、IAS第39号に残っているヘッジ会計の要求事項の廃止が正当化されるかどうかについてのフィードバックも求めている。

目次

		開始ページ
1	なぜ我々はリスク軽減会計を必要とするのか	4
2	全般的な考慮事項	6
2A	リスク軽減会計の範囲	6
2B	任意適用	7
3	リスク軽減会計の概要	8
4	正味金利改定リスク・エクスポージャー	9
4A	基礎ポートフォリオの適格性の判定	9
4B	正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定	13
5	認識及び測定	15
5A	リスク軽減目的	16
5B	ベンチマーク・デリバティブ	17
5C	リスク軽減調整額	18
6	中止	21
7	表示及び開示	22
8	発効日及び経過措置	23

① なぜ我々はリスク軽減会計を必要とするのか

会計上の課題は何か

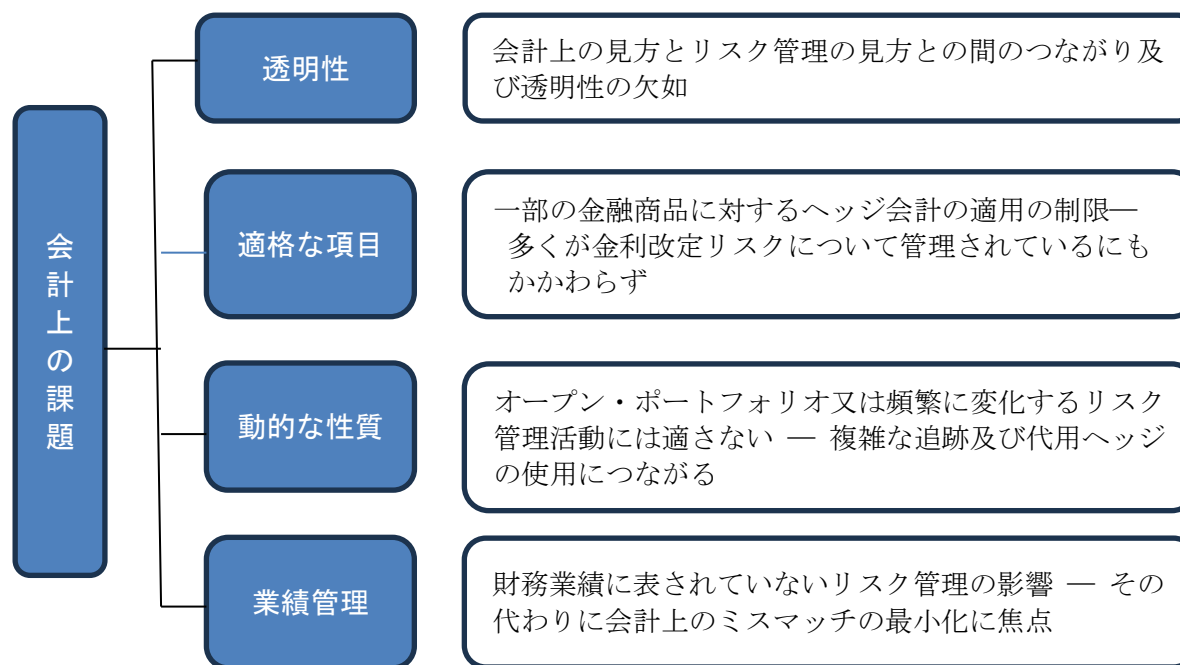
多くの法域における企業は、金利改定リスク管理活動をIFRS第9号及びIAS第39号におけるヘッジ会計の要求事項を使用して会計処理することを困難と考えている。特に、多数の金融商品ポートフォリオから生じる金利改定リスクを純額ベースで管理している場合である。

IASBへの利害関係者のフィードバックで、企業は主として4つの主要な領域において課題を経験したことが示された。すなわち、**透明性**、**適格な項目**、**動的な性質**及び**業績管理**である。

投資者はIASBに、情報の提供においてこれらの課題があるため、財務諸表は企業の金利リスク管理の戦略及び活動の分析に直接に関連性のある情報をほとんど含んでいない傾向があると述べた。

したがって、分析に必要な情報を得るために、投資者は、規制上の自己資本の開示、業績発表におけるコメント、上級経営者への直接の質問など、その他の情報源に依頼しなければならない。

図1—会計上の課題



IFRS第9号は、改善されたヘッジ会計の要求事項を導入したが、オープン・ポートフォリオのポートフォリオ（又は「マクロ」）ヘッジは扱っていない。その代わりに、IASBが動的リスク管理のプロジェクトに着手したのは、企業が事業及びリスク管理活動の高度化に見合った形で適用できる要求事項を伴うリスク軽減会計モデルを開発するためである。

便益は何か

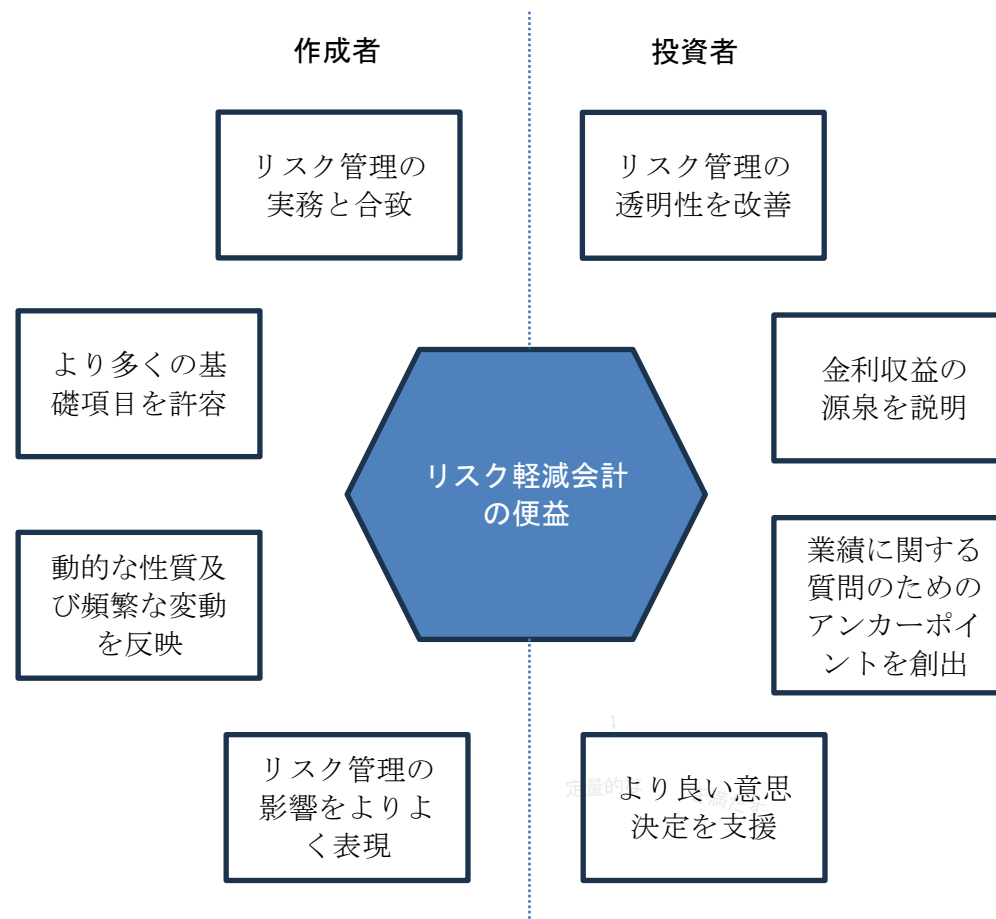
リスク軽減会計の適用により、金利改定リスクが管理されている方法の影響を**企業が財務諸表によりよく反映**できるようになり、財務報告の結果が説明しやすくなる。企業は次のことを行うことになる。

- リスク管理活動と財務報告との間の**より密接な合致**を達成し、代用ヘッジの必要性を減らす。
- 金利改定リスクについて管理されている**基礎項目**をより多く含める（要求払預金及びパイプライン取引のいくつかの部分など）。
- オープン・ポートフォリオの影響及びリスク管理活動の頻繁な変動を忠実に**表現**する。

リスク軽減会計は、次のことによって、**投資者に意思決定のためのより良い情報**を提供することになる。

- 企業の金利リスク管理戦略及び変化する金利環境に企業がどのように体系的かつ動的に対応するのかについての**透明性**を改善する。
- 企業の正味金利収益の変動性に係る潜在的な決定要因及びそれが金利の変動に対して保護されている程度についての**より良い理解**を可能にする。
- その他の情報の理解及び企業の金利リスク管理に対する追加的な質問の作成のための**アンカーポイント**を提供する。

図2—リスク軽減会計の便益



② 全般的な考慮事項

A—リスク軽減会計の範囲

何が論点か

企業は、IFRS第9号及びIAS第39号におけるヘッジ会計の要求事項を適用する際に、動的リスク管理を会計処理することに困難を感じていると述べた。彼らは、会計上の要求事項を彼らが金利改定リスクを管理している方法に合致させるにあたって実務上の課題に直面している。これらの課題により、リスク管理活動の影響を財務諸表に忠実に反映することが困難になっている。

過去の公開協議及び利害関係者のフィードバックで、金利改定リスクを純額ベースで管理していてIAS第39号における現行の「マクロ」ヘッジ会計の要求事項を適用している企業の大半が金融機関であることが示された。しかし、他の種類の企業も、ヘッジ会計の要求事項の適用にあたって課題に直面する場合がある。

IASBIは何を提案しているか

IASBIは、リスク軽減会計の範囲を、企業が事業を営んでいる産業ではなく、企業の事業活動及びリスク管理活動に基づいて決定することを提案している。

企業は、次の場合にのみリスク軽減会計を適用することが認められる。

- 事業活動が**金利改定リスク**を生じさせる。
- リスク管理戦略が、**軽減利率**に基づいて、金利改定リスクを軽減すべき**リスク限度**を定めている。
- 基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを、リスク管理戦略に従って**デリバティブ**を使用して**純額ベース**で軽減する。

定義

本基準書の目的上、**金利改定リスク**とは、次のものの差異から生じる金融商品のキャッシュ・フロー及び公正価値の変動性に企業を晒す金利リスクの種類である。

- 金融商品がベンチマーク金利に金利改定される時期
- 特定の期間に金利改定される金融商品の金額

B—任意適用

何が論点か

多くの企業が金利改定リスクを純額ベースで管理している。しかし、企業は金利改定リスクを管理するための多様な実務を使用しており、それぞれのリスク管理戦略を達成するために行っている活動の性質及び範囲に相違が生じている。このような相違は1つの会社の中にも存在している場合があり、1つの会社が複数のリスク管理活動の組合せを行っている場合がある。

IASBは、リスク軽減会計の強制適用が、企業が金利改定リスク管理活動を財務諸表にどのように認識し開示するのかにおける一貫性を確保することになるかどうかを検討した。

IASBは何を提案しているか

IASBは、企業はリスク軽減会計を適用することを認められるが、要求されないと提案している。この柔軟性は、IFRS第9号におけるヘッジ会計の要求事項において提供されているものと同様である。

IASBは、これらの提案により企業は財務諸表に認識した金額をリスク管理活動の影響とよりよく合致させることができるようになると考えている。

任意適用により、リスク軽減会計を企業のデータ、プロセス及びシステムの利用可能性及び高度化に見合うように適用することが可能になる。

IASBは、リスク軽減会計を企業がリスク管理戦略に従って基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを軽減しているレベルで適用することも提案している。

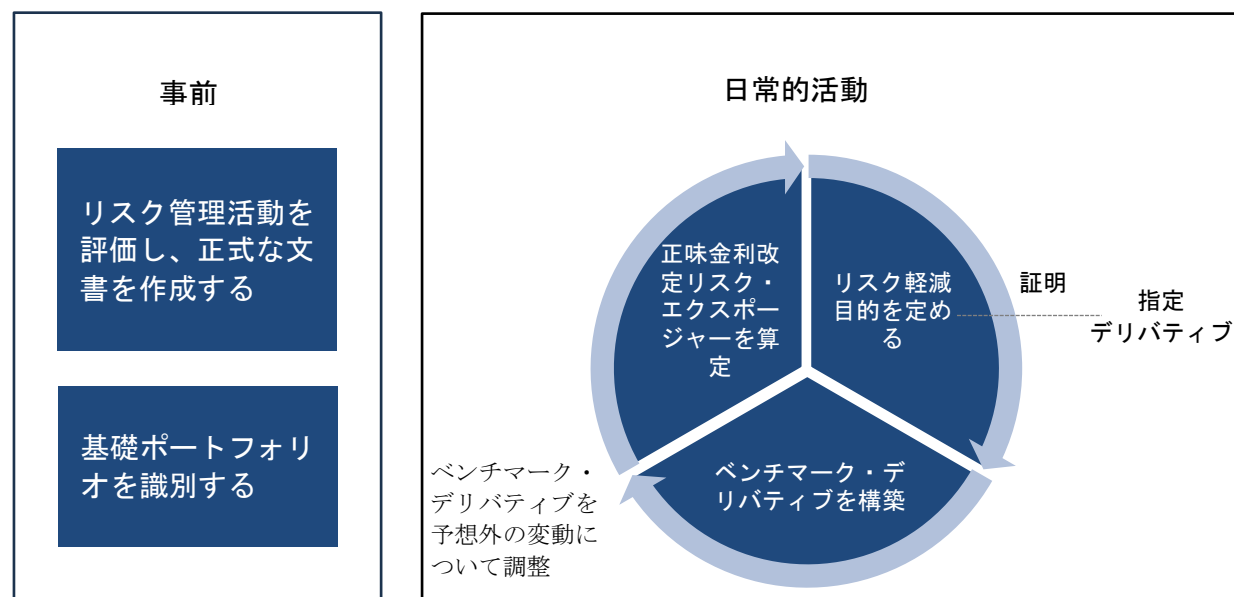
③ リスク軽減会計の概要

リスク軽減会計の適用は、企業が次のことを行うことを要求している。

- リスク軽減会計をどのように適用するのかを計画（「正式に文書化」）する。
- 企業を金利改定リスクに晒している**基礎ポートフォリオ**を識別する。
- 基礎ポートフォリオを予想される金利改定日に基づいて金利改定期間帯に配分することによって、**正味金利改定リスク・エクスポージャー**を算定する。
- **指定デリバティブ**を使用してリスクを軽減する。
- **リスク軽減目的**を定める。
- リスク軽減目的において定めた金利改定リスクの時期及び量を複製するための**ベンチマーク・デリバティブ**を構築する。
- 指定デリバティブの公正価値変動をベンチマーク・デリバティブの公正価値変動と比較することによって、**リスク軽減調整額**を測定し認識する。

リスク軽減会計の主要な要素は、下図に示すように、企業の金利改定リスク管理の実務と密接に合致している。

図3—金利改定リスク管理の実務との合致



リスク軽減会計を適用しても、金融商品の基礎ポートフォリオ及び指定デリバティブの測定は変わらないままである。しかし、指定デリバティブの公正価値変動の純損益への認識は、基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差異が純損益に影響を与えるのと同じ期間まで（リスク軽減調整額を通じて）繰り延べられる。

④ 正味金利改定リスク・エクスポージャー

A—基礎ポートフォリオの適格性の判定

論点は何か

企業が金利改定リスク管理活動にヘッジ活動を適用する際に経験する1つの課題は、ヘッジ対象としての指定に適格となる項目に対する制限である。ヘッジ対象は一般的には個々に指定されるが、企業の金利改定リスク・エクスポージャーの一部はポートフォリオのベースでのみ生じる。例えば、

- **要求払である負債**（一部の顧客預金など）は、固定金利エクスポージャーを有する負債と同様に振る舞うので、多くの企業を金利改定リスクに晒す。しかし、そうした負債はヘッジ対象として適格ではない。個別の金融商品として評価される場合には、市場金利の変動に起因するキャッシュ・フロー又は公正価値の変動性がないからである。
- **一部の将来の取引**（例えば、予定取引ではあるが確約はされていない住宅ローン）は、ヘッジ対象として適格ではない。ただし、個々の取引が発生する可能性が非常に高いと企業が判断できる場合は除く。

課題は次の理由からも生じる場合がある。

- 多くの金融商品が、企業を金利改定リスクと同時に**その他のリスク**に晒す。例えば、金融資産及び金融負債が外貨建であることが多く、企業を為替リスクと金利改定リスクの両方に晒している。
- **企業の自己資本（Own equity）**は、ヘッジ会計の目的上、ヘッジ対象に指定することができない。会計上の視点からは、資本（Equity）（負債を控除した後の資産に対する残余持分としての）は金利の変動性に晒されておらず、純損益に影響を与えないからである。しかし、一部の企業は資本（Equity）を資金調達源の1つと考えており、正味金利収益を安定化させるために資本（Equity）を管理している。

代用ヘッジ

金利改定リスク管理活動の経済的影響を認識するために、企業は、ヘッジ対象の代用指定を使用して、金利改定リスク管理活動の頻繁な変更を財務諸表において会計処理するという手段に頼ることが多い。

そのような代用ヘッジは、企業のリスク管理活動と財務諸表において認識される金額との間の関係の切断を生じさせることが多い。この不一致は、企業が金利改定リスクをどのように管理しているのかを投資者が理解できないことを意味する。

IASBは何を提案しているか

IASBは、金融商品が次のいずれかである場合には、基礎ポートフォリオに含めることに適格であると提案している。

- 償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
- 償却原価で測定する金融負債
- 上記に列挙した2つの種類のいずれかの金融商品の認識又は認識の中止を生じさせる将来の取引

IASBは、一部の金融商品から生じる金利改定リスクが黙示的であるか又は当該金融商品が個々にではなくポートフォリオのベースで評価される場合にのみ生じる場合があることを認識している。

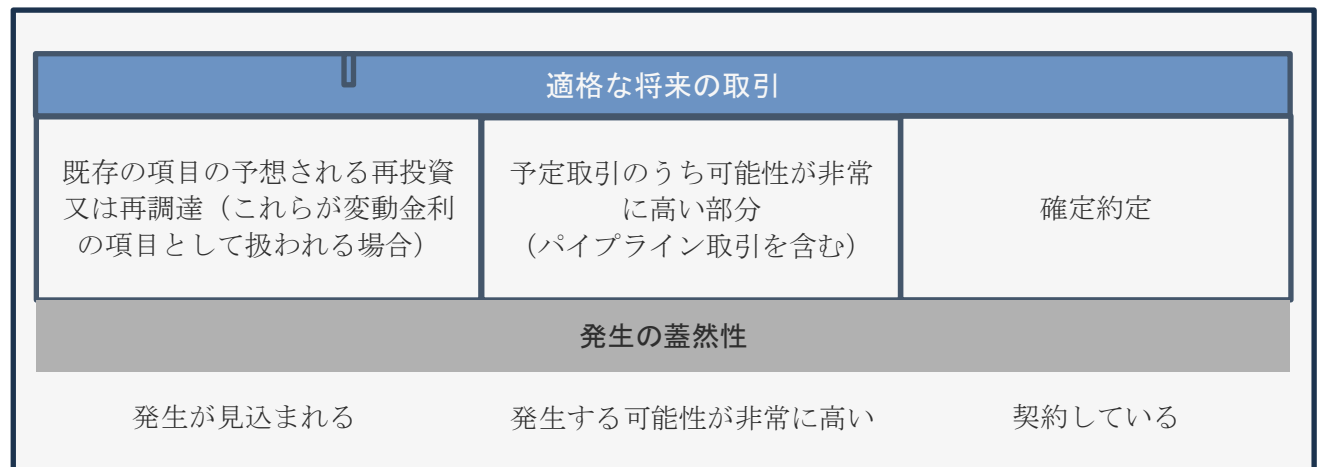
企業は、基礎ポートフォリオから生じるキャッシュ・フローの時期及び金額に関する予想に基づいて正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定する。これらの予想は個々の金融商品については算定されない。したがって、個々にはヘッジ対象として適格ではない可能性のある金融商品（顧客預金及びその他の要求払の金融負債など）は、依然として基礎ポートフォリオの一部として含めることができる。

将来の取引

IASBは、金利改定リスク管理活動の動的な性質のため、企業は一部の将来の取引が金利改定リスクを生じさせると見込んで、そうした取引をリスク管理活動の決定にあたって含めることが多いと認識している。

したがって、IASBは、特性及び発生の蓋然性を考慮して、将来の取引はポートフォリオのベースで基礎ポートフォリオに含めることに適格であると提案している。

図4—適格な将来の取引



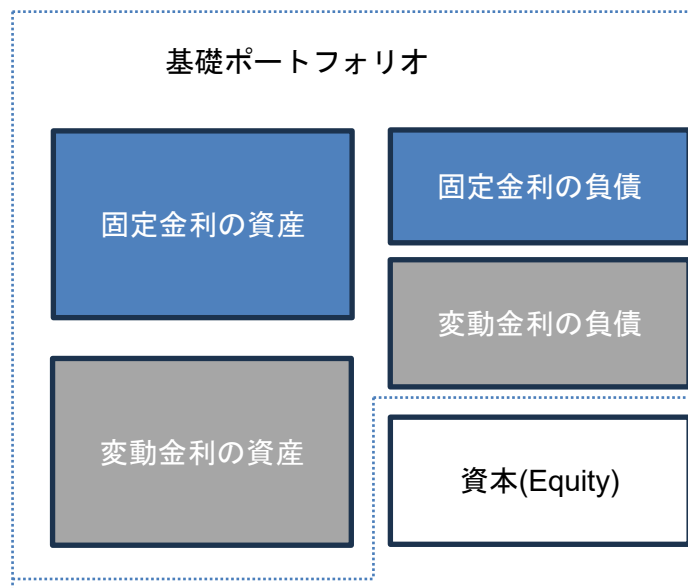
自己資本 (Own equity)

一部の企業は、企業を金利改定リスクに晒している金融資産の全部を基礎ポートフォリオに含めてはいない。例えば、リスク管理戦略に従って、企業が、現金残高（中央銀行預金など）及び流動性が非常に高い変動金利の金融資産は、これらの資産が資本 (Equity) で賄われている範囲でのみ企業を金利改定リスクに晒していると考えられる場合がある。

これらの変動金利の金融資産から生じる金利改定リスクに対するエクスポージャーを算定するために、企業が内部的なモデリングの方法論（複製ポートフォリオなど）をこのエクスポージャーの代用として使用する場合がある。「エクイティ・モデリング」と呼ばれることのあるアプローチである。企業がこのような方法論をリスク管理目的で使用する場合には、関連する基礎ポートフォリオから生じる正味金利改定リスク・エクスポージャーも同じ方法で算定しなければならない。

IASBは、大半の企業は、自己資本 (Own equity) のヘッジの影響を、資本性金融商品をリスク軽減会計において直接に指定する必要なしに忠実に反映することができるの見込んでいる。提案している要求事項は、自己資本 (Own equity) のヘッジが金利改定リスクを（持ち込むのではなく）軽減する場合にのみリスク軽減会計が適用されることも確保する。

図5—自己資本 (Own equity) が金利改定リスクに与える影



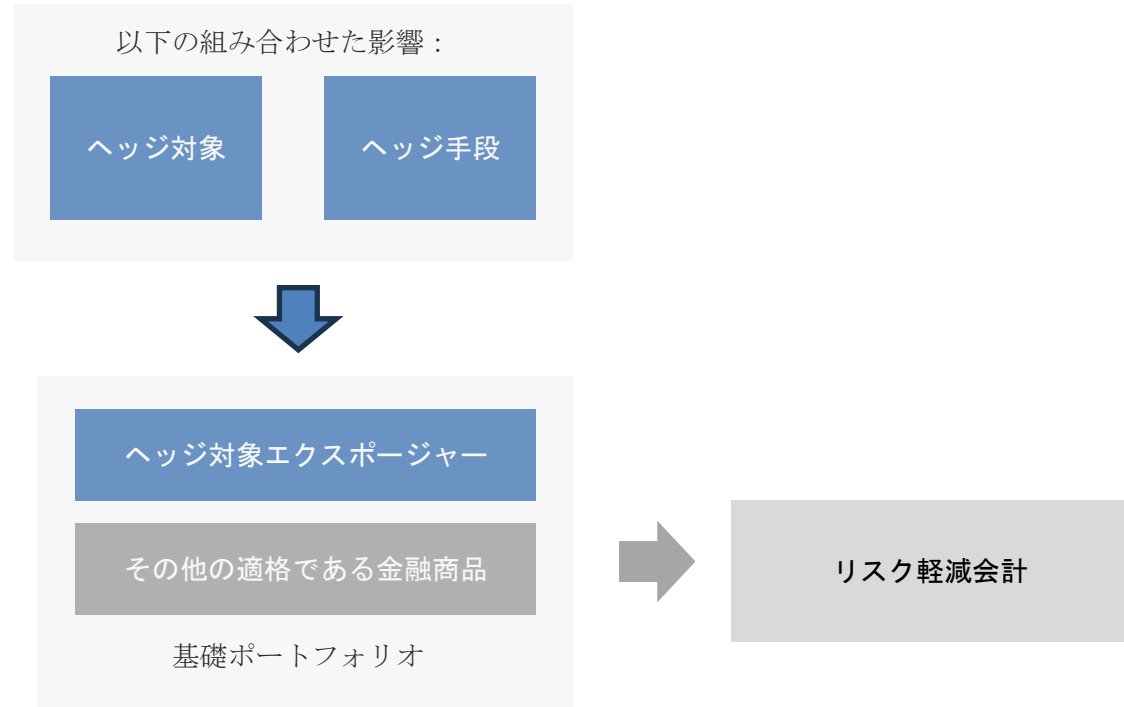
資本 (Equity) は、負債で調達されていない変動金利の金融資産から生じる金利改定リスクに対するエクスポージャーを算定するための代用として使用することができる。

ヘッジ対象エクスポージャー

IASBは、基礎ポートフォリオの中の金融商品が企業を金利改定リスクとは別のその他のリスクに晒している場合には、企業の金利改定リスクに影響を与えるヘッジ対象エクスポージャーは基礎ポートフォリオに含めることに適格であることとすると提案している。ヘッジ対象エクスポージャーとは、ヘッジ関係において指定されたヘッジ対象とヘッジ手段の組み合わせた影響を指している。

例えば、企業の金融資産又は金融負債が為替リスクにも晒されている場合には、企業は一般的なヘッジ会計を適用し、まず為替リスクをヘッジするためのヘッジ関係を指定することができる。企業はそれからリスク軽減会計を適用する目的でこのヘッジ対象エクスポージャーの影響を基礎ポートフォリオに含めることができる。

図6—ヘッジ対象エクスポージャー



B—正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定

論点は何か

企業は、基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定リスクに対するエクスポージャーを集約することによって、金利改定リスクを純額ベースで管理していることが多い。結果として生じる金利改定リスクに対する正味エクスポージャーは、基礎ポートフォリオの中の個々の金融商品の直接的な表現でも比例的な表現でもない。

既存の要求事項に基づくヘッジ会計を適用するため、企業は、企業の正味エクスポージャーを最もよく表し、適格なヘッジ対象である個々の金融商品の組合せを識別することが多い（代用ヘッジと呼ばれる実務）。このように識別された個々の金融商品はヘッジ関係の存続期間にわたり追跡しなければならない。その後返済され認識の中止が行われる時に、関連するヘッジ関係が中止されるからである。この追跡プロセスは、運用が複雑となり企業の負担となる可能性がある。

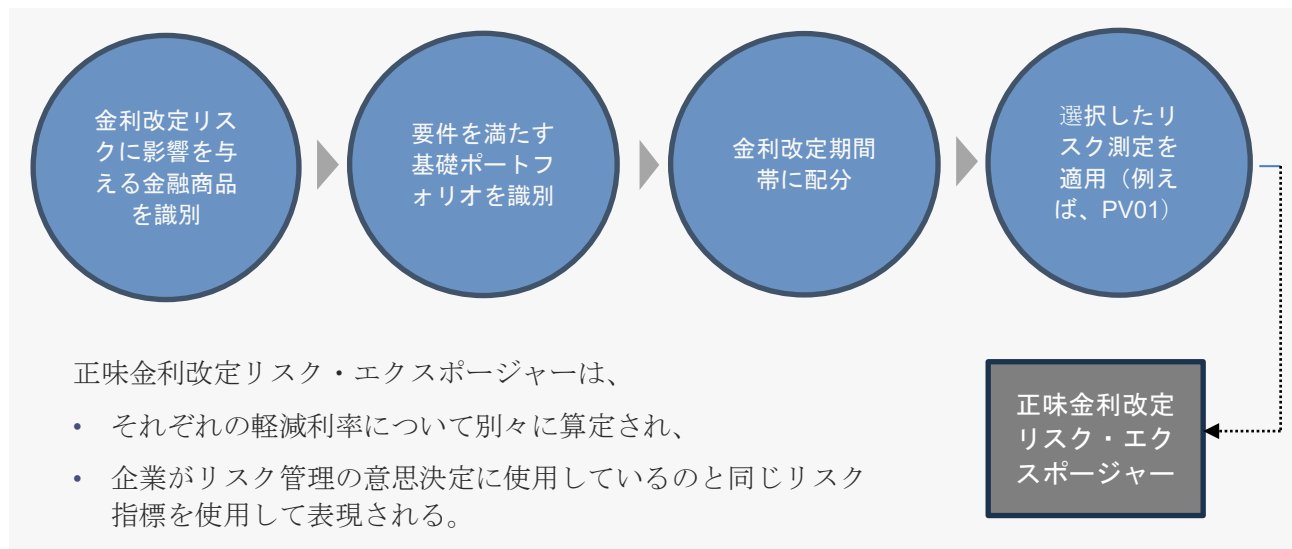
しかし、リスク管理の観点からは、金融商品は代替可能なものとみなされ、既存の金融商品の認識の中止及び除去が行われるにつれて新しい金融商品が基礎ポートフォリオに追加される。

IASBは何を提案しているか

IASBは、企業は基礎ポートフォリオの中の金融商品を、金利改定リスクが軽減される期間にわたり予想される金利改定日に基づいて金利改定期間帯に配分することを提案している。

結果として生じる各期間帯についての正味エクスポージャーは「正味金利改定リスク・エクスポージャー」と呼ばれ、企業が選択した軽減利率に基づいて計算される。軽減利率は、企業のリスク管理戦略に従って企業が金利改定リスクを管理し、それについてリスク限度が定められているベンチマーク金利である。

図7—正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定



正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定の頻度

IASBは、企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定を、金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーを忠実に表現することを確保するのに十分な頻度で行うことを提案している。

企業は、基礎ポートフォリオの変動を正味金利改定リスク・エクスポージャーに速やかに反映するために、合理的で裏付け可能な情報を使用する。したがって、正味金利改定リスク・エクスポージャーの算定は、基礎ポートフォリオの変動及び金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーに生じる影響に関する合理的で裏付け可能な情報の利用可能性にも依存する。

予想及び不確実性

基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクを予想される金利改定日に基づいて集約するために、企業は金融商品の関連性のある特性を考慮する。例えば、早期決済オプション、又は過去の顧客行動に関するモデルである。正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するためには、企業は信用リスク、流動性リスク及び法律上の要求事項も考慮することが必要となる場合がある。

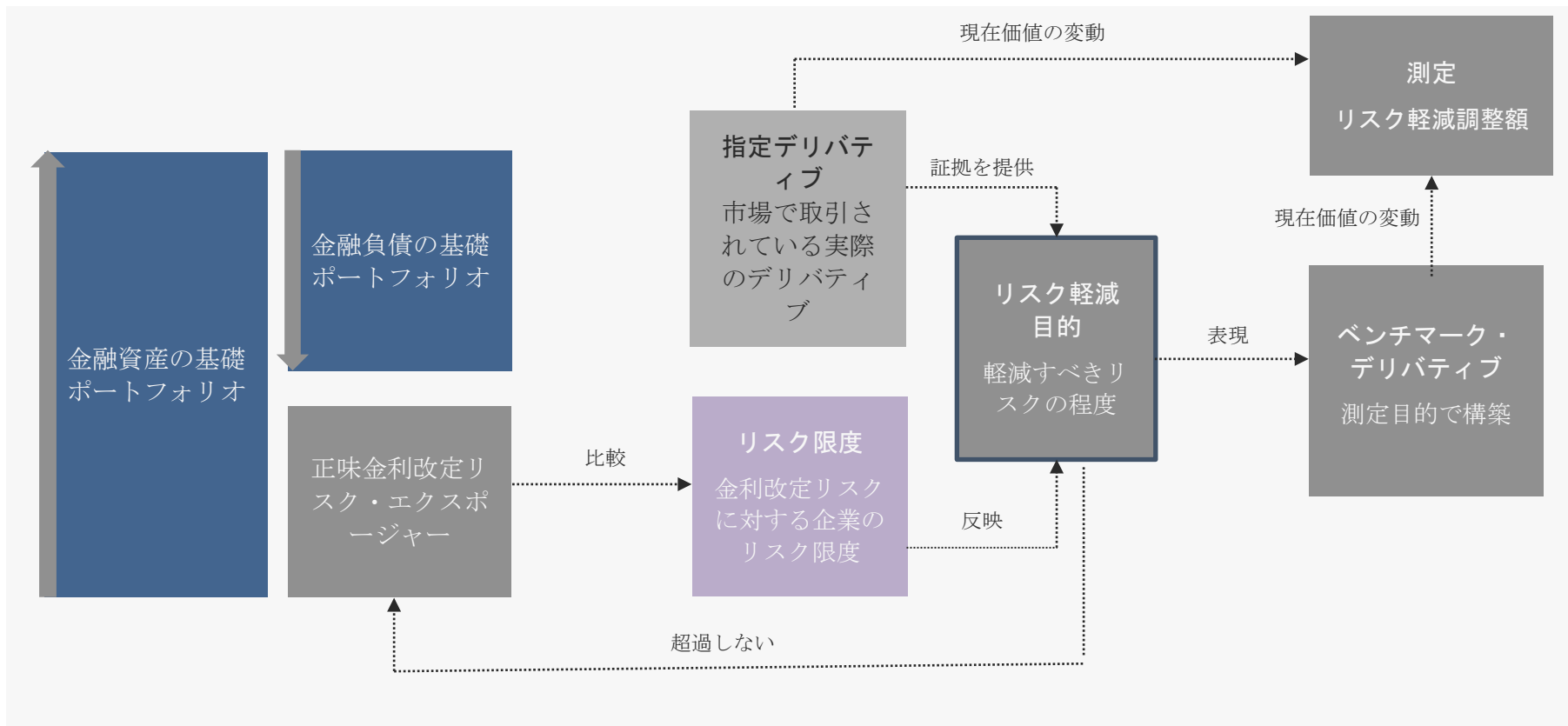
正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するために要求される方法論及びプロセスの複雑性は、基礎ポートフォリオごとに異なる場合がある。一部の基礎ポートフォリオについて、企業は金利改定リスクの量をほとんど分析又は計算をせずに見積ることができる場合がある。他の基礎ポートフォリオについては、より複雑な分析及び計算が、各金利改定期間帯における金利改定の量を決定するために必要となる場合がある。

企業は正味金利改定リスク・エクスポージャーを定量化するために複数の測定（例えば、キャッシュ・フローを基礎とする測定又は公正価値を基礎とする測定）を使用でき、異なる金利改定期間帯について異なる測定を使用できる。

⑤ 認識及び測定

概要

図8—概要



A—リスク軽減目的

論点は何か

企業が軽減することを目的とする金利改定リスクの量は、基礎ポートフォリオの変動及び経済状況の変化により、期間ごとに異なる可能性がある。この変動は、企業が意図した目的を達成するために使用するデリバティブの頻繁な変動もあることを意味する。

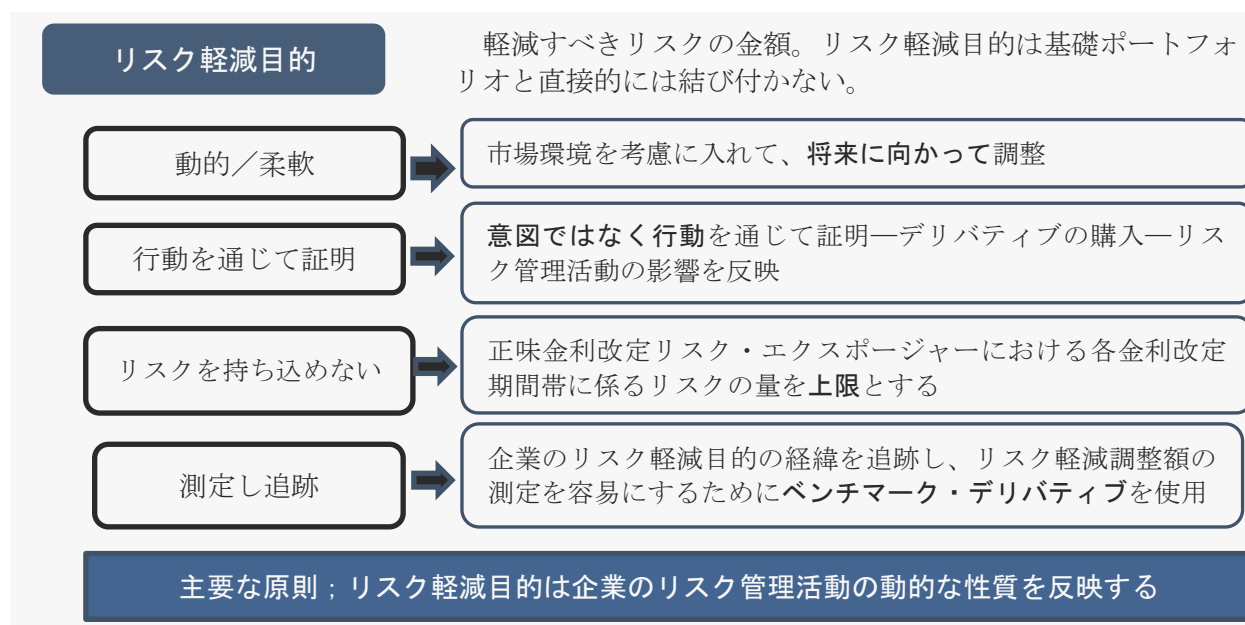
企業がそのような状況においてヘッジ会計を適用する際に直面する1つの課題は、ヘッジ関係の存続期間にわたってヘッジすべき金利改定リスクの単一の量又は一定の比率を（他方では頻繁な変動の影響も捕捉しつつ）定めることの困難さである。

リスク管理目的が変更される際には、ヘッジ関係を中止して新しいヘッジ関係を指定しなければならない。これはそうした変更から生じる運用上の複雑性を伴う。

IASBは何を提案しているか

IASBは、リスク軽減目的を金利改定リスクの相対的な量ではなく絶対的な量で表現することを提案している。リスク軽減目的は、企業が指定デリバティブを使用して軽減する金利改定リスクの量と整合していなければならない。したがって、リスク軽減目的は、企業が正味金利改定リスク・エクスポージャーを算定するために使用している測定を使用して定められる。

図9—リスク軽減目的



企業は新たなリスク軽減目的をリスク管理活動との合致を確保するために必要なだけ頻繁に定めることができる。新たなリスク軽減目的を定めることは、企業がリスク軽減会計を中止することを必要としない。リスク軽減目的は、企業が新たなリスク軽減目的を定める（例えば、金利改定リスクを軽減するための追加の活動を行う時点又は正味金利改定リスク・エクスポージャーに変動が生じる時点）までの期間について定められる。

B—ベンチマーク・デリバティブ

論点は何か

リスク軽減目的で表される金利改定リスクの時期及び量は、直接には測定できない。これは、リスク軽減目的は基礎ポートフォリオの比例的な表現でも、基礎ポートフォリオの中の具体的な金融商品の表現でもないからである。

IASBは何を提案しているか

IASBは、企業がリスク軽減目的において定められた金利改定リスクをベンチマーク・デリバティブを通じて複製することを提案している。ベンチマーク・デリバティブとは、リスク軽減目的において定められた金利改定リスクの時期及び量を複製するように構築された理論的なデリバティブである。

企業は、軽減利率に基づいて当初の公正価値がゼロとなるようにベンチマーク・デリバティブを構築する。リスク軽減目的は、企業が指定デリバティブを使用して軽減することを意図している金利改定リスクの量と整合していなければならないが、ベンチマーク・デリバティブは指定デリバティブのすべての条件を単純に複製することはできない。

予想外の変動の影響

リスク軽減会計は、金利改定リスクに対するエクスポージャーに関する企業の予想に基づく。しかし、当該予想は、経済環境又は市場状況の変化により基礎ポートフォリオの中の金融商品に予想外の変動があった場合には、改訂することが必要となる場合がある。

そのような予想外の変動で、正味金利改定リスク・エクスポージャーがリスク軽減目的を下回る量まで減少する場合には、企業は当該変動の影響を捕捉するようにベンチマーク・デリバティブを調整することを要求される。

企業は、予想外の変動がベンチマーク・デリバティブに与える影響を見積るために、自らの選択したアプローチを使用することが認められる。選択するアプローチは、合理的で裏付け可能な情報に基づかなければならず、それには、影響を受ける基礎ポートフォリオの特性、当該項目の金利構造及び予想外の変動の時期が含まれるが、これらに限らない。

C—リスク軽減調整額

論点は何か

8ページで述べたように、リスク軽減会計の適用は、基礎ポートフォリオの中の金融商品の認識及び測定にも、指定デリバティブの測定にも影響を与えない。

したがって、IASBは、指定デリバティブと基礎ポートフォリオの中の金融商品との間の測定の差異から生じる純損益における会計上のミスマッチを解消する方法を検討した。

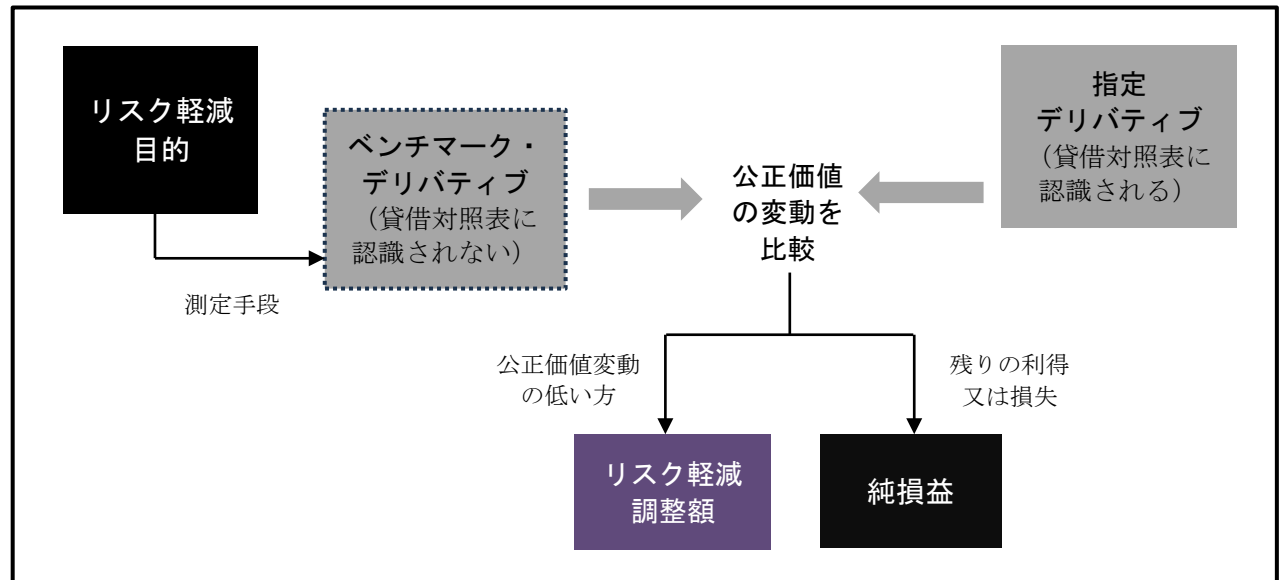
リスク軽減調整額は、「概念フレームワーク」で定義されている資産でも負債でもない。しかし、IASBは、リスク軽減の影響の忠実な表現を達成する唯一の方法は、調整額を報告日現在の残高に応じて資産又は負債のいずれかの一部として表示することであると決定した。

IASBは何を提案しているか

IASBは、企業が指定デリバティブに係る利得又は損失の一部分をリスク軽減調整額として財政状態計算書において認識することを提案している。この部分は、指定デリバティブに係る利得又は損失の累計額とベンチマーク・デリバティブの公正価値の変動累計額のいずれか低い方として計算される。

リスク軽減調整額として累積された金額は、その後に基礎ポートフォリオの中の金融商品から生じる金利改定差異が純損益に影響を与えるのと同じ期間に純損益に認識しなければならない。ベンチマーク・デリバティブは軽減された金利改定リスクを表しているので、ベンチマーク・デリバティブの発生特性が代用として使用される可能性がある。

図10—リスク軽減調整額の認識及び測定



リスク軽減調整額の超過の兆候

時には、企業は報告期間中に発生した予想外の変動の影響についてベンチマーク・デリバティブを調整することができない場合がある。こうした予想外の変動及びそれらの影響は、企業が報告日現在の正味金利改定リスク・エクスポージャーに基づいてリスク軽減調整額の全額を実現させる能力に関する不確実性を生じさせる可能性がある。

したがって、IASBは、企業が各報告日において、リスク軽減調整額として累積された金額が軽減対象期間にわたって全額は実現されない可能性があるかどうかを評価するよう要求することを提案している。この状況は、ベンチマーク・デリバティブに対する調整に完全には反映されていない正味金利改定リスク・エクスポージャーの予想外の変動が報告期間中にあった場合に生じる。

リスク軽減調整額の超過額の測定及び認識

このような兆候が存在する場合、企業はリスク軽減調整額が報告日現在の正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値を超過しているかどうかを判定することを要求される。

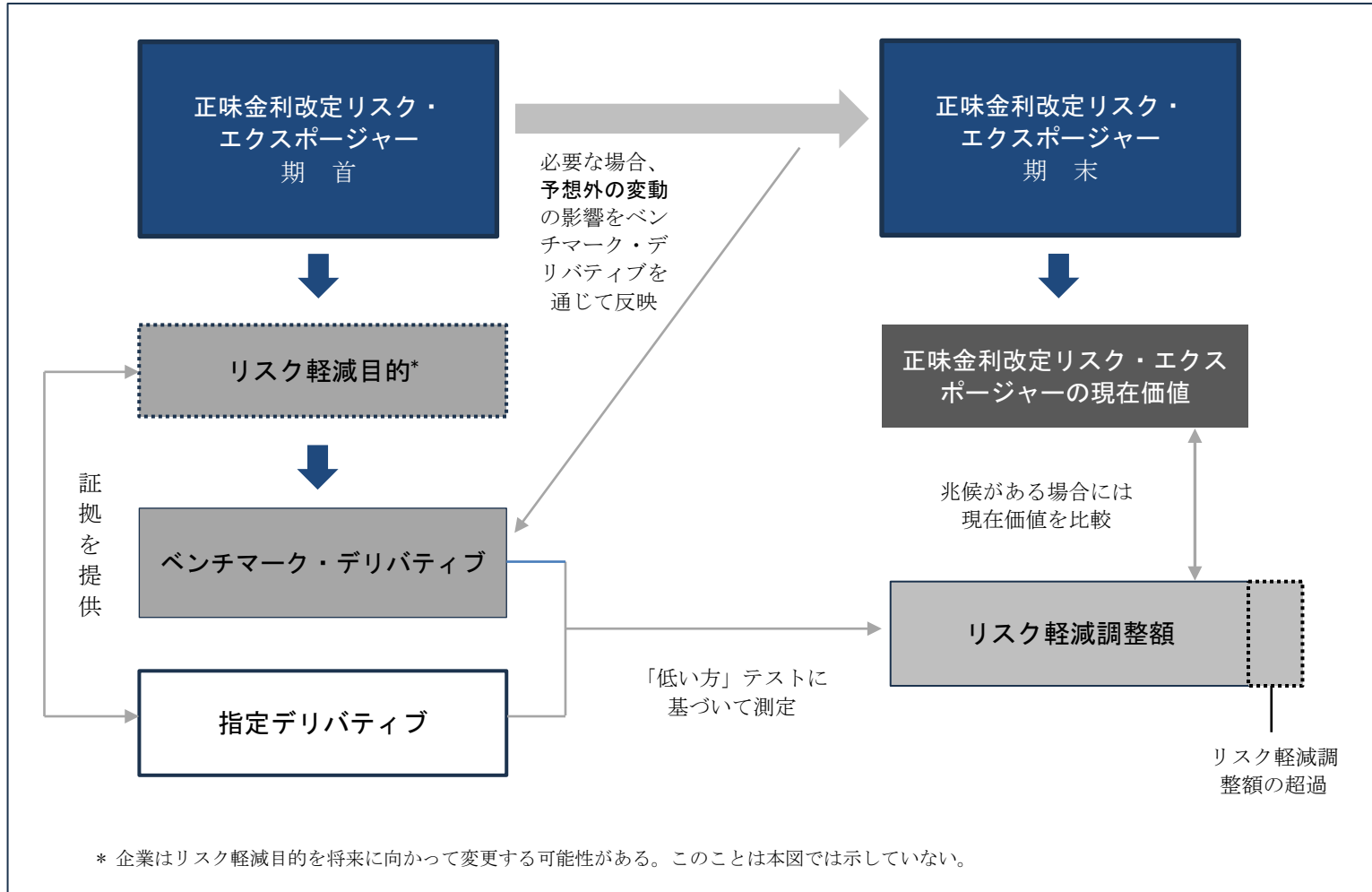
正味金利改定リスク・エクスポージャーの現在価値は、企業が報告日現在の正味金利改定リスク・エクスポージャーを完全に軽減していたとした場合にリスク軽減調整額が認識されていた可能性のある最大金額を表す。この現在価値は、軽減利率を割引率として使用して計算される。

リスク軽減調整額の超過額は、リスク軽減調整額を減額することによって純損益に直ちに認識される。純損益に認識される超過額は、将来の期間において戻し入れることができない。

合理性の評価

リスク軽減調整額の超過があるかどうかの評価は、リスク軽減調整額の累計額が報告日現在の基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクの影響を依然として表すことを確保するための合理性の評価となることが意図されている。

図11—予想外の変動とリスク軽減調整額の超過



6 中止

論点は何か

IASBは、企業がリスク管理戦略を変更する場合、当該変更の影響を反映せずにリスク軽減会計の適用を継続することは、意図された便益を達成しないか又は財務諸表利用者に有用な情報を提供しない場合があると認識した。

しかし、IASBは、企業がリスク軽減会計を中止する必要なしにリスク管理活動を変更する場合があることを認識した。リスク軽減会計を中止する決定は、財務諸表において認識される金額に著しく影響を与える可能性がある。

リスク軽減会計は連続的なプロセスである。変更の中には、企業が金利改定リスクを管理する方法の変更を表すよりも、企業の事業活動の動的な性質を表す面が大きいものがある場合がある。

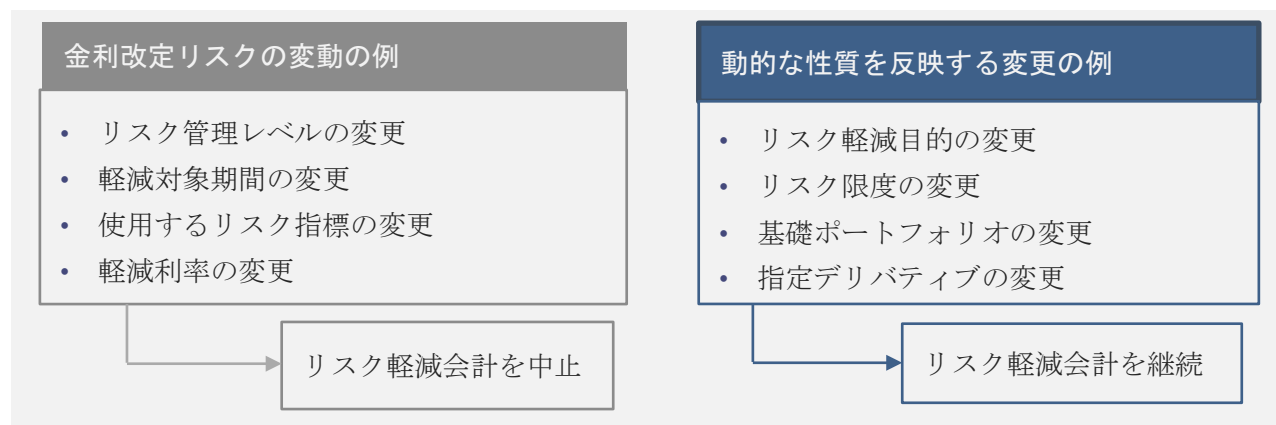
IASBは何を提案しているか

IASBは、企業がリスク軽減会計を適用することを選択する場合、リスク管理戦略を変更しない限りは適用を中止してはならないと提案している。

リスク管理戦略の変更とは、企業が金利改定リスクを管理する方法の変更を指す。そのような変更は、通常、識別可能な内部又は外部の要因から生じ、企業の内部及び外部の利害関係者に対して立証可能である。企業が金利改定リスクを管理する方法の変更は、頻繁には発生するとは見込まれない。

金利改定リスクに対するエクスポージャーの動的な性質を反映する企業のリスク管理活動の変更は、リスク軽減会計の中止を生じさせない。

図12—中止



リスク軽減会計の中止後に、基礎ポートフォリオから生じる金利改定リスクが将来の期間における純損益に影響を与えるとは見込まれなくなった場合には、企業はリスク軽減調整額を純損益に直ちに認識する。金利改定リスクが将来の期間における純損益に依然として影響を与えることとなる場合には、リスク軽減調整額は償却される。

7 表示及び開示

IASBは表示について何を提案しているか

企業は次のものを他の科目と区分して表示することを要求されることとなる。

- 財政状態計算書において — リスク軽減調整額（企業の資産の一部（調整額が借方残高である場合）又は企業の負債の一部（調整額が貸方残高である場合）のいずれかとして認識）
- 包括利益計算書において — 当報告期間中に純損益に認識したリスク軽減調整額の金額

IASBは開示について何を提案しているか

IASBは、財務諸表利用者が次のことを理解できるようにする情報を企業が開示することを提案している。

- 企業がリスク管理戦略に従って金利改定リスクをどのように管理しているか
- 企業のリスク管理活動がキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与える可能性があるか
- リスク軽減会計の適用が企業の財政状態計算書及び包括利益計算書にどのように影響を与えたか

さらに、IASBは、リスク軽減会計を適用することに適格であるが適用しないことを選択する企業に対する定性的な開示要求も提案している。この開示は、企業が金利改定リスクをどのように管理しているのかを投資者が理解するのに役立つことを意図している。

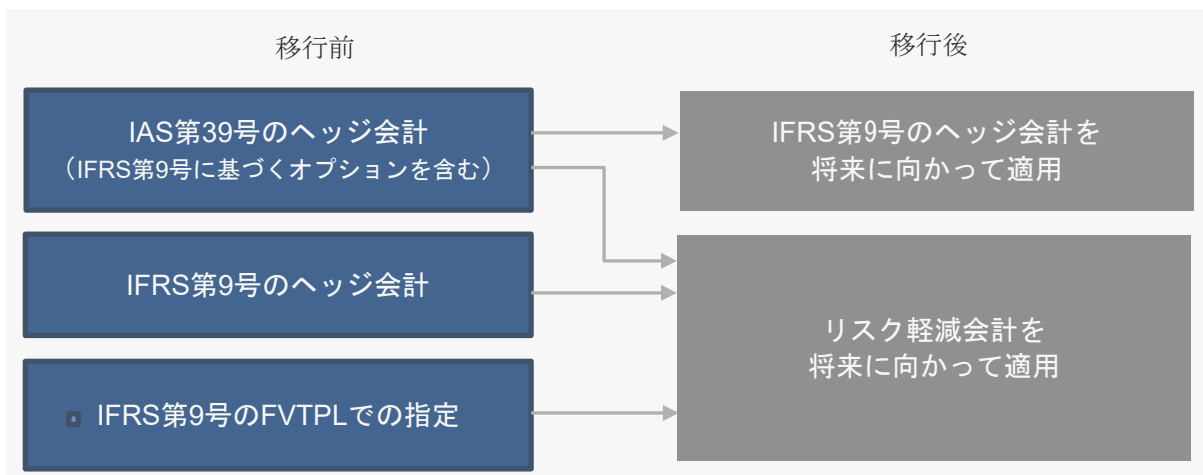
8 発効日及び経過措置

IASBは何を提案しているか

IASBは、リスク軽減会計を要求事項の公表日以後に開始する事業年度の期首から将来に向かって適用することを提案している。

リスク軽減会計の適用を容易にするため、企業は移行日にIFRS第9号のヘッジ関係を中止するか又は公正価値オプションの指定を取り消すことが認められる。リスク軽減会計の目的で基礎ポートフォリオに含めることを可能にするためである。

図13—提案している経過措置



この略図は、企業がリスク軽減会計を採用するとした場合の変更のみを表している。IFRS第9号に基づく公正価値オプション及びヘッジ会計は、リスク軽減会計の導入後も引き続き利用可能となる。

ヘッジ会計の影響

リスク軽減会計の適用は、ヘッジ会計剰余金又は調整額の累計額に直接的には影響を与えない。これらの剰余金又は調整額は、中止したヘッジの要求事項に従って引き続き認識又は償却される。

公正価値の指定の取消し

企業が、リスク軽減会計を適用するために、金融資産又は金融負債の純損益を通じて公正価値（FVTPL）での指定を取り消す場合には、取消しの日現在の当該金融商品の公正価値を総額での帳簿価額とみなし、当該金融商品の実効金利を計算するための基礎として使用する。

コメント提出者のための情報

本公開草案のコメント期限は、2026年7月31日である。

コメントは、[Open for comment](#) のページで提出することができる。

常に最新情報を

本プロジェクトの直近の動向について最新情報を入手し、電子メールのアラートに登録するには、当財団の [project page](#) を訪問されたい。

公開草案パッケージ

本公開草案パッケージは、次の内容を含んでいる。

- IASBの詳細な提案（IFRS会計基準書の修正案の形式で）
- 本公開草案に関する結論の根拠（IASBがどのように提案を開発したのかを要約している）
- 強制力のない設例及び適用ガイダンスの案
- コメント募集（コメント提出者への質問を含む）
- 提案しているリスク軽減会計モデルの潜在的な影響を評価するためのフィールドワークの要請

この文書について

このスナップショットは、IFRS基準の一部を構成するものではなく、基準の要求事項への追加又はその他の形での変更を行うものではない。我々の基準についての利害関係者の理解の助けとするために開発されたものである。この文書で表明されている見解は、必ずしも国際会計基準審議会、国際サステナビリティ基準審議会又はIFRS財団の見解を反映するものではない。この文書は専門的な又は投資の助言として依拠すべきものではない。

IASBの正式の基準書等は、プレミアム購読者には電子書式で入手可能である。

公表物は、www.ifrs.org で入手可能である。

Copyright © 2025 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的又はその他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管及び検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS財団からの書面による事前の許可なしに、翻訳、転載、複製又は利用してはならない。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘FSA’[®]、‘Hexagon Device’ロゴ[®]、‘IAS’[®]、‘IASB’[®]、‘IFRIC’[®]、‘IFRS’[®]、‘IFRS’[®] ロゴ、‘IFRS for SMEs’[®]、‘ISSB’[®]、‘International Accounting Standards’[®]、‘International Financial Reporting Standards’[®]、‘International Financial Reporting Standards Foundation’[®]、‘IFRS Foundation’[®]、‘NIIF’[®]、‘SASB’[®]、‘SIC’[®]、‘SICS’[®] 及び ‘Sustainable Industry Classification System’[®] がある。当財団の商標のより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

IFRS財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所をロンドンに置いている。



Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**

Email **customerservices@ifrs.org**

ifrs.org

IFRS Foundation has trade marks registered around the world, including 'FSA[®]', 'IASB[®]', 'IFRS[®]', 'International Financial Reporting Standards[®]', 'ISSB[®]', and 'SASB[®]'.

For a full list of our registered trade marks, visit www.ifrs.org.

Copyright © 2025 IFRS Foundation

